

継続的契約の終了事由について

【提案】

- 1 契約の性質上、給付がある期間にわたって継続して行われる契約(以下「継続的契約」という)において期間の定めがないときは、一方当事者の相手方に対する解約の申入れによって契約は終了する。

ただし、契約の内容・目的、当事者の属性、契約締結に至った経緯、契約締結後の取引の実情、解約申入れに至る経緯、予告期間の有無、契約終了によって受ける当事者の不利益その他の事情に照らして、相手方において契約が継続されるものと期待することに合理的理由がある場合においては、継続的契約を終了させることに相当な事由があるときに、解約の申入れから合理的期間が経過したときに終了する。

- 2 継続的契約において期間の定めがあるときは、期間の満了によって契約は終了する。

ただし、契約の内容・目的、当事者の属性、契約締結に至った経緯、契約締結後の取引の実情、更新拒絶に至る経緯、契約終了によって受ける当事者の不利益その他の事情に照らして、相手方において契約が更新されるものと期待することに合理的理由があり、相手方から更新の申出を受けた場合において、継続的契約を終了させることに相当な事由がないときは、更新の拒絶をすることができない。このとき、更新前と同一の条件で、期間の定めのない継続的契約として更新する。

- 3 1・2について、法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

【理由】

1 原則

継続的契約の定義は、「契約の性質上、給付がある期間にわたって継続して行われる契約」として、「べき基準」を持ち込まない。

給付を継続する契約は、原則として、期間の定めがない場合は解約告知により、期間の定めがある場合は期間満了により、それぞれ契約は終了することを明らかにすべきではないか。

2 例外

しかしながら、契約の内容や取引の経緯等の諸事情に照らして、相手方が契約の継続を期待し、その期待を法的に保護すべき場合がある。それは、契約の継続に対する相手方の期待に合理的理由が認められる場合である。

相手方の期待に合理的理由があるかどうかは、当該契約の内容・目的、当事者の属性、契約締結に至った経緯（継続的契約を維持するために相当な投資をしている事実などは、重要な考慮要素である。）、契約締結後の取引の実情（相手方に対する取引の依存度などは、重要な考慮要素である。）、解約申入れに至る経緯、予告期間の有無、契約終了によって受ける当事者の不利益その他の事情を斟酌して判断すべきであり、それら考慮要素は、可能な限り明示しておくことが好ましい。

なお、部会資料は、これら諸事情は、期間の定めのない契約においては、契約を終了させるために必要な「契約終了の相当な事由」の考慮要素とするが、まず、相手方にとって、契約の継続期待を保護するために必要な合理的理由の考慮要素となり、その結果、保護すべき期待が認められたときに、次に、解約する側の、契約終了の相当な事由の存否と終了までの合理的期間を判断するための考慮要素になるものと思われる。そして、相手方の契約継続への期待と解約側の契約終了の相当な事由との相関関係により、契約終了の可否と終了までの合理的期間が決定されるという構造ではないのか。

このように、期間の定めのない契約の場合、相手方に契約継続期待への合理的理由がある場合において、契約を終了させるためには、解約側に相当な事由を必要とし、相当な事由があれば、合理的期間が経過すれば契約は終了する。なお、予告期間が明示されていないとき、一律に解約の申入れの効力を否定する必要はなく、合理的期間が経過すれば、契約の終了を認めてよいのではないか。予告期間が短いときでも、合理的期間が経過すれば終了するのであるから、予告期間がゼロ(即時)であっても、極めて短期間の予告期間を置く場合と比べて、本質的違いはないように思われる。

期間の定めがある場合には、相手方の契約が更新される期待に合理的理由があり、かつ、解約側に更新拒絶に相当な事由がないときは、更新の拒絶ができない。このとき、期間の定めのない契約として更新する。

3 別段の定めがある場合

賃貸借、使用貸借や雇用など、継続性を本質とする契約類型において契約の終了に関する特別の規定がある場合には、それらの規定に従うことになるものと思われる。

他方、委任、請負、準委任ないし準委任に代わる役務提供契約等における事務や役務が継続して給付される場合については、本項が特則として適用されることになろう。